

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年9月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和5年9月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月11日(木) 13時30分～14時38分

2. 場 所 御船町カルチャーセンター 2階 大会議室

3. 農業委員 (14名)

会 長 1番 富田 早苗

会長職務代理者 2番 荒木 義一

委 員 3番 坂本 保男 委 員 9番 徳永 廣敏

委 員 4番 野田 孝光 委 員 10番 渡邊 義高

委 員 5番 藤岡 雅子 委 員 11番 芥川 誠

委 員 6番 大西 敬一 委 員 12番 福島 則義

委 員 7番 森田 優二 委 員 13番 竹崎 幸雄

委 員 8番 池田 賢治 委 員 14番 吉田 敏郎

欠席者 7番 森田 優二

農地利用最適化推進委員 9名

4. 議事日程

1 開会

2 会長挨拶

3 議事録署名委員の指名

4 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

5 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

6 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 議案第36号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律
附則第5条第1項について

8 報告第25号 耕作証明書について

9 報告第26号 非農地判断について

10 報告第27号 農地法第25条第1項 (和解の仲介) について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿 主 査 前川 俊司

主 査 松永 ちえ

事務局 皆さん、こんにちは。定刻より若干早いですが、始めさせていただきます。本日は、議会のため井上事務局長が欠席となります。代わりに進行の方は、私（松崎）の方がいたします。先ず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、7番森田委員から欠席の報告を受けております。欠席者1名ということで、御船町農業委員会規則第6条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員におきましては9名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、9月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第4条により富田会長よろしくお願いいたします。

議長 はい、こんにちは。

全委員 こんにちは。

議長 〈挨拶〉

今日も暑かですね。台風ばっか来よるごたる。あっちこっちから来よるからね。

2番 今は熱帯低気圧。

議長 関東の方が酷からしいね。千葉やら、茨城やら。あの辺は、思えばってん、台風が来ないということが頭にあるとでしようね。何かインフラが徹底していない、西日本のように。打ちっぱなし場のネットが張りっぱなしなんですよね。この辺は、自動で上がったり、こうしたり。ある程度風が移動になれば、ピンポンピンポンと鳴るでしょう。あちは張りっぱなしですよ。だけん昔、扇風機もあったですよ。佐土原のところで。あそこも巻き上げ下げをしとらんかったもんだけん。6件か5件が被害にあったもんね。心構えが出来てないから、あんな被害が出るたでしようね。次から次へと来たって一緒ですよ。沖縄はなんてことないでしようが。普段の心構えが大事ということで。ということで本日の議事録署名委員をお二方、5番藤岡委員、6番大西委員よろしく願いをいたします。それでは、さっそく議案第33号をお願いします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

〈議案第33号を説明〉

- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①から担当の竹崎委員説明をお願いいたします。
- 13 番 はい、先月の 27 日に事務局の松崎さんと松永さんと推進委員の川部さんと 4 人で現地を確認致しました。譲渡人から譲受人への所有権移転で申請が上がっています。現地は、説明資料に地図が 4 ページで、5～7 ページに写真があります。それで、鶴のところが 3 筆、南野のところが 3 筆あります、計の 6 筆で、計〇,〇〇〇㎡。譲受人は、大体 28,000 ㎡位、稲の耕作をされていて、トラクター、田植え機、コンバイン、播種機、噴水機などと機械が揃っております。その他の必要事項もすべて満たしております。取得後は今、現在は借地として、稲を譲受人が耕作して、1 枚は畔が滲みだして、田んぼにならんということで、こんにゃく芋を植えるということで、本人に確認いたしました。何ら問題はないと思います。皆さんのご審議のほどを宜しく願います。
- 議 長 はい、ありがとうございます。水ののらないのは、(地番)ですか。
- 13 番 田んぼにならんところでしょ。
- 議 長 こら、なんですか。これで、〇畝あるとですか。
- 13 番 〇畝、〇畝だったですかね、そんなに広くはなかとですがね。
- 議 長 土手と間違ってるんですかね。
- 13 番 そうです、そぎゃんですね。法面が結構あるのかな。何か合わんですよね。平米数が。
- 議 長 なら、参考程度にお聞きしますけど、地番の下の方の土手の法面は、どうやって草を切られるんですか。
- 13 番 あー。
- 議 長 下の田んぼの人が、草を切られるんですか。
- 13 番 上の人が、切れるところまで、切るばってんが、あとは、下のもんが切らっさなんと。
- 議 長 大体、下の人が、上まで切るようになっているんですか。
- 13 番 いや、そういうわけではありません。邪魔だから草を切らさだけです。上が本当は草を切らないといけないですが。
- 議 長 上が草を切らなんとですか。
- 13 番 上の方は、邪魔にならんけん、草は切らっさんもんな。
- 議 長 そうよね。
- 13 番 はい。下の方から、手が届く位は、ピシッとシなっですよ。

- 議 長 あういこのを見ると、どっちが切らすとかいつも思うんですよ。
全委員 (笑い)
- 12 番 基本的には、田んぼは、房状構造となっているけんが、大体、
所有権は下にあるんですよ。下もあれだけ迷惑さすけんが、草
は切らすとですね。
- 13 番 当然のごとく。
- 12 番 その辺は、本当の地主に会ってみないとわからん。
- 4 番 このあたりは、下から機械が届く範囲は、下の方が切って。上
の人は、機械の届く範囲内は、草を切るんですよ。
- 議 長 あとは、話し合い。
- 4 番 話し合い。
- 12 番 あと、圃場整備してしまうと、私が言ったような考え方をしよ
るですね。
- 議 長 本来は、下ですよ。法面の下ですよ。
- 13 番 そうですよ。境界は下の方ですよ。
- 4 番 境は法面の下でしょうね。境は。
- 12 番 あとは、管理は所有者同士の話し合いですから。
- 13 番 決まっちゃおらんぼってん、昔からそういう風になってる。
- 議 長 半分ずつする、ほぼほぼ半分ずつするとか。場所によって違う
とか。
- 4 番 上の人が、大体草切は届く範囲内で、するから、中途半端に残
るというか。
- 13 番 だから、場所によっては、中途半端に残るというか。俺げは、
あんまり迷惑せんけん。
- 議 長 俺が、借りるところは、上から下からきれいにしとる。
- 12 番 俺のところは、半々切らす。そんなところは、自分で切らすと。
- 議 長 大体、機械で畔塗らなんと。
- 議 長 こんな狭かところでは、あっちこっちはっかりせなんと、おお
ごとでしょうね。それでは、ちょっと話が脱線しましたが、ほ
かに、ご質問・ご意見等ありませんか。
- 全委員 (ありません)
- 議 長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
- 全委員 (全員挙手)
- 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。
それでは続きまして、申請番号②番、5番藤岡委員説明をお願い
いたします。

- 5 番 資料の方は、9 ページになります。8 月 30 日に池田委員永本委員、事務局と申請人の方と現地の方を確認しております。場所の方は、10 ページの地図の方で、牛ヶ瀬、〇〇〇さんから左折して〇〇の方から抜ける道で、牛ヶ瀬の〇〇〇〇〇がある向かい側の土地になります。11 ページの写真の方をご覧ください。道路の下のところの細長い〇〇㎡という農地になります。申請者は、申請地横の赤い枠の下の方の農地を所有されておられますので、この土地の草が茫々ですね、申請人の方も進んで、草刈りの方をしていたという、今回、持ち主から依頼がありましたので、今回の申請に至っております。地目は田ですが、この細長いところに水稻を植えるわけにはいきませんので、下の方の畑として、道路の方に藪にならないように、管理をしていきたいということでした。9 ページに戻っていただきまして、第 1 号から第 7 号につきましては、特に問題はないと思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。これは、道の際まで譲受人の土地ですか。ここの赤い枠のところの。
- 5 番 そこの際までじゃないですか。下に水路があつて。
- 議 長 水路があつと。
- 5 番 際まで、道路の。
- 議 長 赤い枠以外は、譲受人の土地。
- 5 番 水路のなんていうか。
- 8 番 へんちくりんな水路が。
- 5 番 譲受人は、もやもやッとしているところと、後ろのとこと。奥の方にはカーブミラーがあつて。草刈りが。
- 議 長 この辺は、まだ田を作りよらずでしょう。ここ一画は残っているの。
- 事務局 今回の道路の端になりますが、農地とかはなく、水路のみという形となっております。
- 議 長 道沿いに水路てな。
- 事務局 道の横ですね。
- 議 長 これは、水路に見えんばい。
- 事務局 下ですね。すいません。道路の横、水路の横のところは法面になっています。この今回の赤枠の囲みの下に、水路があります。その水路の下が、譲受人の土地になります。今回は、改めて、

管理されている所有者の土地も含めて購入したいという意思があったそうです。

議 長
事務局
議 長

こんなところは管理しとらんでしょう。

また、今回は申請地を畑として管理されるそうです。以上です。

はい、それでは、ご質問、ご意見ありますでしょうか。ありませんか。

全委員
議 長

(ありません)

はい、それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員
議 長

(挙手)

はい、全員賛成で許可といたします。それでは、続きまして議案第 34 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の 3 ページをお開きください。

《議案第 34 号を説明》

議 長

はい、ありがとうございました。それでは、担当の福島委員、お願いします。

12 番

はい、8月30日に田中推進委員さん、事務局と現地を確認しております。15ページをお開きください。15ページに地図があります。場所は、〇〇小学校の南側というか、ちょうど運動場の横にプールがあるんですが、その南側になります。国道443号線沿いということで、17ページに写真を付けております。この奥の方が、〇〇小学校の敷地なんですけども、上の写真の左の方の宅地の整備がしております。昨年だったですかね、小学校の南側で開発の何戸か、かなり大きい面積で開発が行われたというところの、すぐ横に2筆残っていたんですよ。その分の申請ということになります。13ページをお開きください。農地区分につきましては、第3種農地、地目は田、面積は2筆で〇〇〇㎡、申請地の左側は、宅地で、右側は国道443号、西側、南側、北側は宅地です。北側は、宅地になります。周りに農地はありませんので、これだけです。申請人は、町内で農業を営んでいる個人で、場所的には住宅地にするのが、よかばいということで、共同住宅を建てるということで、自己所有地を分譲して4条の申請に至っています。一般基準の1から10につきましては、周辺に農地はありませんので、農地に該当する場所はありませんので、周辺農地への影響はありません。そう

ということも考えまして、排水同意も取れております。上水道と下水道は、町のものがありますので、それを使用する、雨水については、小学校の東側に水路がありますけれども、それを通して最終的には川に流れるということに、そういうことで、排水同意はとれておりますし、一般基準の1から10につきましては、問題はないということで許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

- 議 長 はい、それでは、ご質問、ご意見ないでしょうか。土地の残りはここだけだったのですかね。農地で残っているのは。
- 12 番 ここだけです。
- 議 長 ここだけだった？〇〇さん土地が残ってなかったですか。
- 12 番 去年、譲受人が購入してる。今は2筆になってる。
- 議 長 あー。
- 12 番 〇〇㎡が残る。
- 議 長 そんな感じだったもん。
- 12 番 だから、逆に〇〇㎡を残さないで、使ってしまうとよかったのに。それは、言ったことがある。
- 議 長 団地の最初の造成にかかっている。
- 12 番 いや、そこはもう、終わっている。
- 議 長 その造成工事の残地が〇〇㎡だったんですか。
- 12 番 そうです。ここに看板が立っている下の方の開発をしてしまいなはらんかったんかなと。
- 議 長 この田んぼのために用水は、残して引き回しなはったんじゃないんですか。違ったろうか。用水か、道沿いにあっでしょ。排水か、道沿いじゃなかったか。
- 12 番 なかった。はい。
- 議 長 何か、水路を残して、水路を引き曲げて、どうにかするって言ってなかったかな。
- 12 番 敷地の中は、用水路はちゃんと整備してあります。
- 議 長 敷地内の用排水のでしょう。
- 12 番 ここに町有地が残ってるですよ。その辺はなかったと思いますよ。
- 議 長 ほかにご質問はなかったですか。
- 全委員 (意見無し)
- 議 長 それではないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

全委員
議 長 (全員挙手)
はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可といたします。続きまして議案第 35 号を提案いたします。事務局から説明をお願いします。これは、推進委員さんは退席ではないですか。

事務局
議 長 推進委員の案件になりますので。
事務局 しばらく退席していただいて。
また、呼びします。議案書の 5 ページをお願いいたします。
《議案第 35 号を説明》

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、申請番号①から担当の 3 番坂本委員、説明をお願いします。

3 番 はい、場所的には、小池高山 IC から〇〇推進委員が退席されましたけど、推進委員の〇〇〇〇さんの自宅の前の野菜畑になります。皆さんもご存じかと思えますけど、インターチェンジから半径 300m 以内では、いろんな開発に対して縛りがないということで、ちょうど今回の件もインターから半径 300m 以内なので、何ら法律的には問題ないということでした。何回も申し上げますけども、この建主の奥さんの方が、〇〇さんの娘さんということで、大抵、嫁さんが、実家の方に来るというパターンだと思います。〇〇さんの本当に住宅の真横に、十分 2 世帯が住める住宅らしいのですが、やっぱり別が良いということで、周りに家が建つということです。私たち、ちょうど 8 月 30 日に松崎さんあるいは、役場の担当と一緒に非農地の申請があったので一緒に見ましたけれど、今回の件は、何ら問題ないと判断いたしました。19 ページにありますように、何ら問題ないと思います。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。ご質問、ご意見ありませんでしょうか。ないようでしたら、〇〇さんを早く帰さないといけないので。

全委員 (笑い)
議 長 許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員 (全員挙手)
議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。別に推進委員さんは退席してもらわなくてもよかったたい。オブザーバーですが、協議の案件の中に関係者がいるのは。

事務局

議長 次からは、推進委員さんも退場してもらわないと。
全委員 (笑い)
議長 それでは、申請番号②から担当の 9 番徳永委員、説明をお願いします。

9 番 はい、8 月 30 日に川地委員と事務局それから申請人の方と現場で立ち会いまして、確認をしまいいりました。まずは、場所になります、場所は 27 ページをご覧ください。ここらあたりは大体、陣の区域になるんですけども、赤い所だけは。そこから先は、会長の範囲になります。微妙な所になります。コンビニエンスストアがございまして、それから大きな鉄鋼所ができるのかなと、このコンビニ辺りに洗剤工場がありまして、その角地にあたりまして、実は、この甲佐路線から、この洗剤工場に入るのに、ここを通らないといけないと、入り口がここになるために、申請されました。ここは、市内の方が貸人で、借人の方が、〇〇〇に会社があるところで、ここを一時的に借りたいということで、ここを通過して中に入っていくために転用したいということで申請が上がっている。25 ページの方をご覧ください。〇,〇〇〇の一部〇〇〇㎡を借りたいということで、農地としたらこのあたりは、1 種農地です。場所的には、先ほど大きな会社が来るということで、一般基準の 1 から 10 までは、適当と思われま。特に問題はないと思いますが、許可相当と思いますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。ご質問、ご意見はございませんか。

全委員 (意見無し)
議長 それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員 (全員挙手)
議長 はい、全員賛成で許可とします。それでは、議案第 36 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書 7 ページをお願いします。
《議案第 36 号を説明》

議長 それでは、只今の事務局の説明に対して了解いただける方の挙手をお願いいたします。

全委員 (全員挙手)
議長 全員挙手ということで、ご質問、ご意見ございませんか。

全委員
議 長 (意見無し)
事務局 それでは、報告第 25 号を提案いたします。通して最後まで事務局の説明をお願いします。
議案書の 14 ページをご覧ください
《報告第 25 号を報告》
議案書の 16 ページをご覧ください。
《報告第 26 号を報告》
議案書の 18 ページをご覧ください。
《報告第 27 号を報告》

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、今までの報告について、ご意見、ご質問等はございませんか。ないようでしたら、事務局から何かありますか。
事務局 その他報告について
《令和 5 年度御船町視察研修 (9 月下旬)》
行程の説明 (1 泊 2 日) 研修先：福岡県宗像市ほか
《農地パトロールの予定》
《農業委員からの農地相談》
《農業委員・推進委員の慰安旅行》

議 長 本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

5 番 ⑩

6 番 ⑩